

発信番号

平成23年5月13日

東京協会、神奈川協会、千葉協会、埼玉協会
仙台協会、新潟協会

} 会員企業 各通

(社)日本ビルディング協会連合会

会長 高木 丈太郎(公印略)

節電のための緊急行動計画における節電目標の修正について

会員企業の皆様には常日頃より当連合会の活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、平成23年4月18日付NB発第4号文書により、各位あて今夏の節電に向けた緊急行動計画の策定を要請しておりますが、5月13日に政府の電力需要抑制目標が一律15%に決定したことを受け、連合会としての節電目標を下記のとおり下方修正いたします。

つきましては、これを踏まえて、緊急行動計画を策定して下さいますようお願い申し上げます。また、変更前の節電目標をもとにして既にご提出いただいた場合であっても、変更後の節電目標により再提出いただいても構いません。

(締切日は、既にご案内のとおり、5月27日(金)に延期しております。)

なお、目標修正にかかわらず、ビル事業者の取組み(共用部分)につきましては、修正前と同様、最大限の対策の積み上げをご検討いただきたくお願い申し上げます。

記

東京電力および東北電力管内のビルにおける使用最大電力(ピーク電力)の削減目標を次のとおり変更する。

[変更前] 大口契約(契約電力500kW以上)のビル 25%以上
小口契約(契約電力500kW未満)のビル 20%以上

[変更後] 大口契約、小口契約のビル共通 15%以上
修正後の数値目標のイメージは別図のとおり。

以上

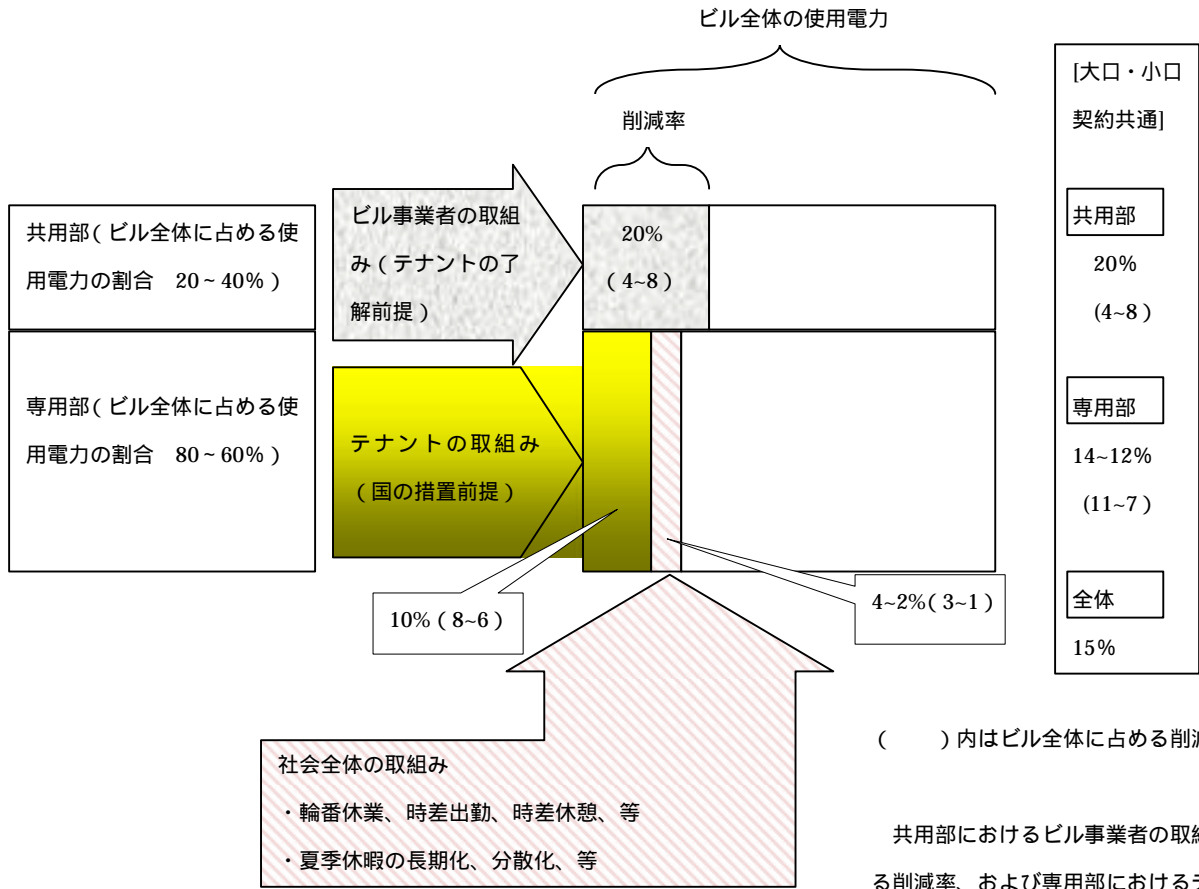
なお、事務局にて、「節電のための緊急行動計画」およびテナントあて節電協力依頼状の文例を作成しましたので、ご参考いただければと存じます。

[本件に関する担当]

(社)日本ビルディング協会連合会 事務局

金子(電話 03-3212-7845、kaneko@birukyo.or.jp)

[図]



()内はビル全体に占める削減率

ビル全体に占める使用電力の共用部・専用部ごとの内訳は、ビルの規模、設備の構成、テナントの業種・活動量により異なる。

共用部におけるビル事業者の取組みによる削減率、および専用部におけるテナントの取組みによる削減率は修正前と同じであり、社会全体の取組みによる削減率が縮小するものと想定。

なお、削減率の内訳については、現時点での一定のシミュレーションをもとにしたイメージであり、今後の積上げ作業の結果、変更することがある。